

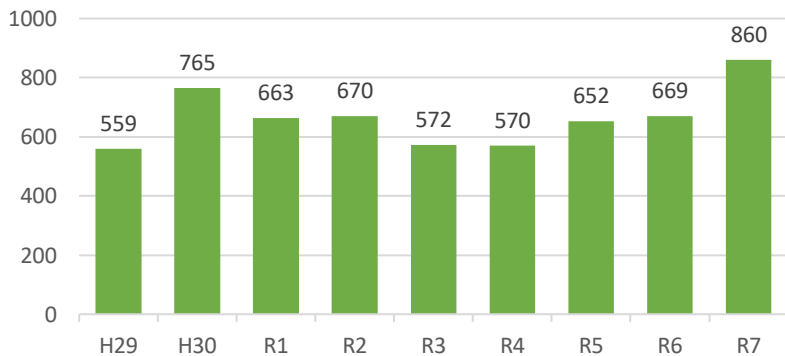
第57号 かまがや 消費生活センターだより



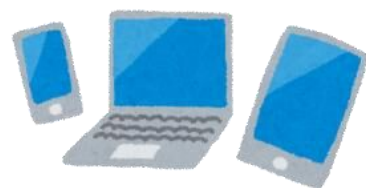
〈令和8年6月発行〉
発行元
鎌ヶ谷市消費生活センター
TEL:047-445-1246

令和7年度(2025年度) 相談概要

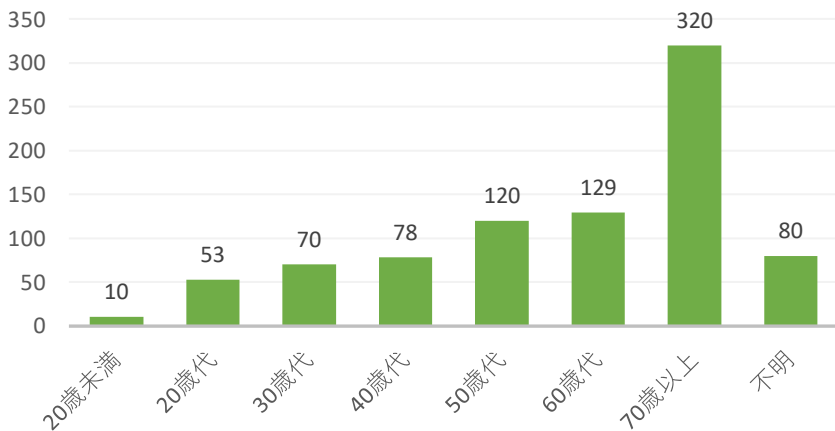
鎌ヶ谷市消費生活センター相談件数



相談件数は高止まり傾向にあり、令和7年度は令和6年度と比較し、増加しています。詐欺の手口なども多様化しています。



年齢別相談割合



60歳以上の方が半数以上を占めています。家族や地域の方々の見守りが大切です。

商品役務別相談件数

1位 商品一般	クレジットカードの不正利用・架空請求メール など
2位 役務その他サービス	点検商法や電話勧誘、家庭訪売 など
3位 賃貸アパート	退去時等の修理代や保証金、解約金 など



インターネットの買い物でのトラブル ～「ブランド品が **超** 安い！」は要注意～



事例 1

物価高で安い米を探していたところ、ネットで「銘柄米5キロ2000（弱）円」を発見した。クレジットカードで購入したが、いつまで待っても米は届かず、サイトに書かれた電話番号に連絡をすると名前は同じだが業種も所在地も全く違う業者だった。

事例 2

安いスニーカーを検討中、「今だけ50%オフ！」に惹かれて電子マネーで購入。その後、業者から「在庫が無いので返金する」と連絡があった。LINEの友達登録を求められてさらに「〇〇ペイで返金するので金額を入力して送信して欲しい」と言われた、通話した相手は外国人のようだ。



こんなサイトは危険！

被害額の回復は困難
カード不正利用に注意



- 日本語表記がおかしい
- 事業者の名称・所在地・電話番号が明確に表記されていない
- 支払い方法が銀行口座振込（特に個人名口座への振込）、電子マネーのみ
- 「今だけ！残りわずか！」等の購買意欲を煽るような内容
- キャンセルや返品、返金のルールの記載がない



よくある手口

- ・偽ショッピングサイト
- ・フィッシング詐欺
- ・返金詐欺



トラブルを防ぐには

- 口コミを確認する
- 販売業者が実在するか調べる
- 安価な商品はすぐ購入しない



理解度チェック
にも挑戦してみ
てください！

契約についてや、身に覚えのない請求、
不審な電話・メールなどでお困りの際は、
鎌ヶ谷市消費生活センターにお気軽に
相談ください。

鎌ヶ谷市消費生活センター（市役所2階）
電話：047-445-1246（予約優先）
時間：平日10時～12時、13時～16時



全国共通の電話番号
消費者ホットライン

188

消費者ホットライン
188
イメーじキャラ
クター
イヤヤン